

# 選挙の お知らせ

【座間市】

令和8年  
(2026年) 1.28

◆令和8年(2026年)1月28日発行  
◆座間市選挙管理委員会編集  
〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号  
座間市衆議院議員総選挙センター  
☎ 046-259-6580  
URL <https://www.city.zama.kanagawa.jp/>

## 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

# 投票日2月8日(日)

投票時間は午前7時～午後8時です。

今回の選挙は、平成20年2月9日以前に生まれ、本市の選挙人名簿に登録されている方が投票できます(詳細は下の表を参照)。

### 投票所入場整理券は郵送でお届けします。

各世帯に届く封書に、入場整理券が入っています。投票の際は、御自身の入場整理券を投票所に持参してください。

入場整理券が届かなかったり、紛失した場合でも投票できますので、投票所でその旨を係員にお申し出ください。

### 選挙公報は2月4日(水)の朝刊に折り込む予定です。

○折込新聞 朝日、神奈川、産経、東京、日経、毎日、読売(50音順)

これらの新聞を購読していない方やお手元に届かない方は、座間市衆議院議員総選挙センターに御連絡ください。

なお、選挙公報は座間市役所のほか、各出張所、市公民館、北地区文化センター、東地区文化センター、各コミュニティセンター(相武台、立野台を除く)、図書館、サニープレイス座間、スカイアリーナ座間、小田急線小田急相模原駅・相武台前駅・座間駅、相鉄線さがみ野駅・かしわ台駅にも備えます。

また、県のホームページにも掲載予定です。

### 小選挙区選出、比例代表選出、 国民審査の順で投票していただきます。

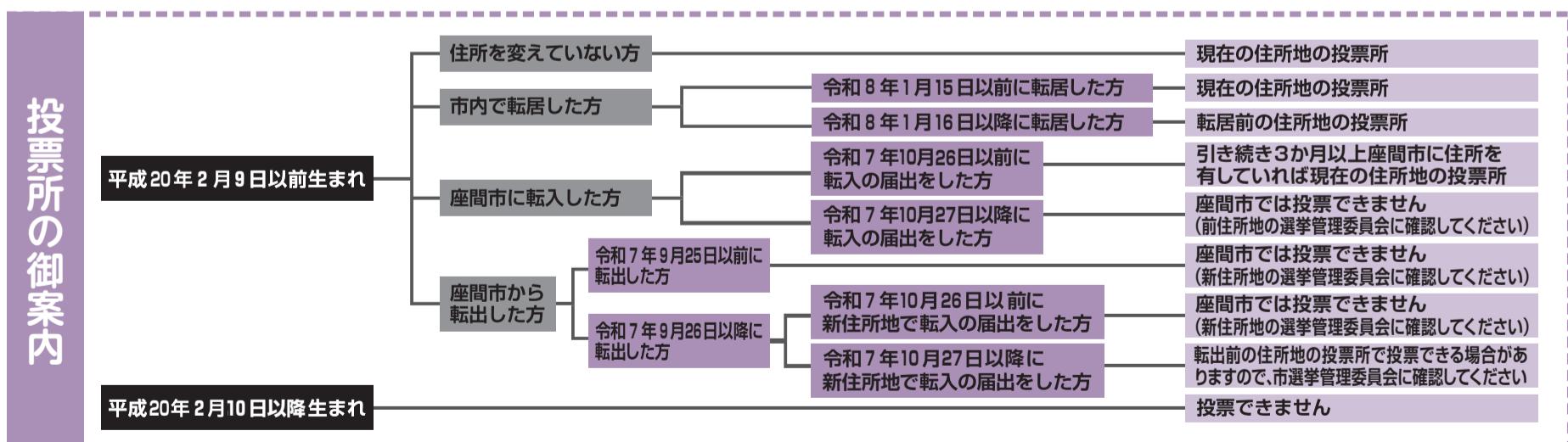
今回の選挙では、最初に小選挙区選出、次に比例代表選出と国民審査の順に投票用紙をお渡します。投票用紙を間違えると投票が無効になりますので、御注意ください。

なお、比例代表選出の投票用紙には、政党名を記入してください。

投票所一覧		
投票区名	投票所施設名	住所
第1	市公民館	入谷西二丁目53番34号
第2	鳩川児童館	座間1丁目1922番地
第3	新田宿・四ツ谷コミュニティセンター	四ツ谷1026番地
第4	入谷小学校体育館	入谷西五丁目8番1号
第5	座間児童館	入谷東四丁目44番3号
第6	東建座間ハイツ集会所	入谷東二丁目8番3号
第7	県営ハイム立野集会所	立野台三丁目6番12号
第8	立野台小学校体育館	立野台一丁目1番3号
第9	栗原コミュニティセンター	栗原中央三丁目29番17号
第10	南中学校体育館	南栗原三丁目8番1号
第11	東原コミュニティセンター	東原四丁目13番13号
第12	ひばりが丘小学校体育館	ひばりが丘四丁目4番1号
第13	ひばりが丘コミュニティセンター	ひばりが丘一丁目49番1号
第14	ひばりが丘南児童館	ひばりが丘三丁目56番1号
第15	小松原コミュニティセンター	小松原一丁目45番14号
第16	座間中学校3号棟1階	緑ヶ丘四丁目6番10号
第17	相武台コミュニティセンター	相武台三丁目20番18号
第18	相模野小学校体育館	広野台一丁目41番1号
第19	相模が丘第1自治会館	相模が丘一丁目20番23号
第20	相模が丘コミュニティセンター	相模が丘三丁目38番1号
第21	北地区文化センター	相模が丘五丁目30番4号
第22	相模中学校体育館	相模が丘六丁目35番1号

○ 各投票所の案内図は、投票所入場整理券に記載しています。

○ 第7、16、17、21投票区は投票所が変更になっていますので、御注意ください。



開票の日時、場所

日時 2月8日(日)午後9時～／場所 スカイアリーナ座間3階大体育室

投・開票の速報は市ホームページで御覧いただけます。

座間市衆議院議員総選挙センター 046-259-6580

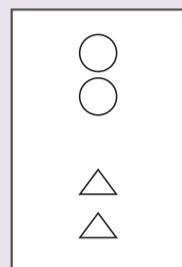
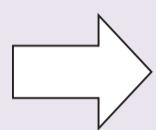


投票日に投票所に行けない方は、

# 期日前投票

期日前投票用宣誓書の記入

期日前投票用宣誓書  
\_\_\_\_\_



投票用紙の記入

選挙人本人が投票用紙を直接投票箱へ

を御利用ください。



座間市マスコットキャラクター  
「ざまりん」

○日 時 1月28日(水)～2月7日(土)午前8時30分～午後8時

※国民審査は2月1日(日)から。

○場 所 市役所1階市民サロン(正面入口から入りすぐ左)

「投票所入場整理券」裏面の「期日前投票用宣誓書」に必要事項を記入の上、持参していただくと手續が早く済みます。

こんなときでも  
投票できます！



入場整理券がなくても投票できます!!

投票所入場整理券は2月5日までに配達される予定です。

投票所入場整理券がなくても、座間市の選挙人名簿に登録がある方は投票できますので、投票所で係員にお申し出ください。

市外に滞在中です。滞在地で投票したいのですが…。

投票日当日に、仕事、学業、旅行などで市外に滞在している場合は、投票日の前日まで滞在先の市区町村の選挙管理委員会等で投票（不在者投票といいます。）ができます。御希望の方は「請求書（兼宣誓書）」（市選挙管理委員会又は滞在先の市区町村の選挙管理委員会で入手できるほか、市ホームページからダウンロードできます。）に必要事項を記入の上、直接又は郵送で市役所3階市選挙管理委員会に提出、もしくは、マイナポータルから電子申請してください。受理後、不在者投票に必要な書類等を郵送します。

病院に入院中のですが…。老人ホームに入所しているのですが…。

都道府県が指定する病院や老人ホームなどに入院、入所している方は、その施設で不在者投票ができます。詳しくは、入院、入所している施設又は座間市衆議院議員総選挙コールセンターにお問い合わせください。

郵便で投票できる制度があると聞いたのですが…。

重度の障害がある方で、次のいずれかに該当し、投票所に行くことができない方は、郵便等による不在者投票ができます。この場合、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けていただく必要があります。また、投票日の4日前（2月4日）までに投票用紙を請求しなければなりません。詳しくは、座間市衆議院議員総選挙コールセンターにお問い合わせください。

介護保険法上の要介護認定を受けている方で以下に該当	身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が以下に該当			戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が以下に該当	
	免疫・肝臓の障害	両下肢・体幹の障害	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	両下肢・体幹の障害	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害
要介護5	1～3級	1・2級	1・3級	特別項症～第2項症	特別項症～第3項症

【代理記載投票】

郵便等による不在者投票の対象者のうち、次のいずれかの要件に該当する方は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た代理記載人（選挙権を有する人）に、投票に関する記載をさせることができます。

○身体障害者手帳の交付を受けている方：上肢又は視覚の障害の程度が1級

○戦傷病者手帳の交付を受けている方：上肢又は視覚の障害の程度が特別項症～第2項症

座間市衆議院議員総選挙コールセンター 046-259-6580

PRINTED WITH  
SOY INK  
TM  
Trademark American Soybean Association  
大豆油インクを使用しています